

政令番号235 臭素酸の水溶性塩

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（令和3年度）

（E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。）

都道府県 コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気へ の排出	水域へ の排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道へ の移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県								
8	茨城県								
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県					4.1E+3	1.1E+3	5,180.0	5,180.0
12	千葉県					7.7E+0		7.7	7.7
13	東京都								
14	神奈川県						1.1E+0	1.1	1.1
15	新潟県					4.4E+1		44.0	44.0
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県					4.5E+2		450.0	450.0
22	静岡県								
23	愛知県								
24	三重県		4.3E+1		43.0	4.3E+0	5.5E+1	59.3	102.3
25	滋賀県					1.0E+2	7.3E+2	831.9	831.9
26	京都府								
27	大阪府		2.2E+1		22.0	2.2E+1	3.0E+0	25.0	47.0
28	兵庫県					1.6E+0	1.4E+1	15.6	15.6
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県								
34	広島県								
35	山口県								
36	徳島県		3.0E-1		0.3		4.0E+1	40.0	40.3
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県								
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全 国			6.5E+1		65.3	4.7E+3	2.0E+3	6,654.6	6,719.9

注1) 農業は使用先別使用量として別表にも示している。